

令和 5 年度メディアアーツ創造都市札幌の人材育成業務 仕様書

1 業務名称

令和 5 年度メディアアーツ創造都市札幌の人材育成業務

2 業務期間

契約日【令和 5 年（2023 年）6 月中旬を想定】から令和 6 年（2024 年）3 月 31 日まで

3 背景・目的

札幌市は 2013 年に、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）からデジタル技術などテクノロジー（科学技術）を活用する新しい芸術表現を中核に、創造産業の振興や地域課題の解決を目指す「メディアアーツ創造都市」に認定され、啓発イベントの実施、作品制作支援や若手創造人材の育成、及びユネスコ創造都市とのネットワーク強化に取り組んでいる。

本業務では、CG 制作未経験者を含む若年層の市民を主な対象とし、CG コンテンツの制作技術習得ワークショップ及びネットワーキング・コミュニティ形成イベントの開催を核に、潜在的な創造人材を可視化し、参加者や関係者とのネットワーキングやコミュニティ形成の機会を創出することを目指す。また、これらの実践による成果物を、街なかでの展示を通して市民に広く提供することで市民の創造性を喚起する他、本市圏域における自発的・主体的な創造的活動・共創を促す人材育成・支援の在り方を検討することを目的とする。

4 業務の概要

(1)ワークショップ等の開催および成果発表の開催

学生を含む若年層のさっぽろ連携中枢都市圏市民を主な対象に、CG コンテンツの制作講座を実施し、(4)を踏まえた最終成果物を札幌市内中心部で発表する。ワークショップは少人数・定員制とし、CG 制作未経験者であっても参加できる内容とする。

(2)ネットワーキング・コミュニティ形成促進イベントの開催

(1)の実施に併せ、学生を含む若年層のさっぽろ連携中枢都市圏市民を主な対象に、メディアアーツ創造都市に関する話題提供を行いながら、関連人材のネットワーキングやコミュニティ形成を促す企画を開催する。

(3)人材育成・支援施策の調査検討

メディアアーツ創造都市における人材の育成・コミュニティ形成の支援というテーマで、展開すべき施策について、上記(1) (2)業務での実践をふまえて検討・提案する。

(4)CG 映像の制作

(1)の最終成果物として、本市のブランディングや PR に資する CG 映像を制作し、広く公開する。映像は、(1)参加者が制作した CG コンテンツを組み込んだ内容とする。

(5)国外ユネスコ創造都市ネットワーク加盟都市との連携映像の制作

令和 5 年 11 月に、札幌市がユネスコ創造都市ネットワークへの加盟 10 周年を迎えることから、本市が提供する素材を使用して、国外のユネスコ・メディアアーツ都市（全 22 都市）との連携映像を制作する。

5 業務の内容

(1)ワークショップ及び成果発表の開催

さっぽろ連携中枢都市圏における若年層の市民を主な対象に、CG コンテンツ制作のハンズオン型のワークショップを開催する。潜在的な創造人材を可視化するため、創造的活動が未経験であっても参加できる仕組みとすること。また、最終成果物((4)と連動)完成時に成果発表会を実施し、参加者へのフィードバックを行うこと。

主な業務

- ① 企画（テーマ・内容設定、講師・必要に応じた支援スタッフの選定）、講師等との調整、報酬支払
- ② 参加者募集（募集要項の作成、告知素材の準備、告知）
- ③ ワークショップの運営一式
（会場手配・設営、受付、支援スタッフ配置、撤収等、円滑な実施に必要な一切の作業）
- ④ (4)（後述）の実施を踏まえた成果発表会の運営一式
（会場手配・設営、受付、警備スタッフ配置、司会、撤収、告知等、円滑な実施に必要な一切の作業）
- ⑤ 参加者の支援
（ワークショップ時間外を含む質問対応、欠席者等への講義内容フォロー等、参加者の完走に必要な一切の作業）
- ⑥ 参加者へのアンケート(全3回)の実施
- ⑦ 全ワークショップ、(2)におけるネットワーキングイベント及び成果発表会を通した一連の記録動画の制作、YouTube への掲出
- ⑧ 各ワークショップ及び成果発表に関する写真記録、レポート（各回日本語 2,000 字程度の概要テキスト）の作成
※開催終了後、原則 1 か月以内に提出。札幌市の広報素材としての活用を意識した作りとすること。

対象者・受講料

中学生以上を対象に無料で開催すること。定員は 20 名程度とし、一定の申込期間を設けたうえで、抽選又は選考を行うこと。その他、想定する申込条件は以下のとおり。

- ・さっぽろ連携中枢都市圏（札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町）在住であること
- ・ワークショップで使用する機材（ノートパソコン等）を会場に持参できること
- ・本人の氏名、肖像、制作物を含むワークショップ等の記録映像・画像の広報利用に同意すること
- ・事業の目的を理解し、参加動機が明確であること
- ・全ての回に参加する意欲があること
- ・未成年者の場合は、保護者の同意を得ていること

上記に当てはまらない参加希望があった際は、委託者の指示を仰ぐこと。

講師・内容

提案事項とする。ただし、以下に留意すること。

- ・CG コンテンツ制作のためのハンズオン型のワークショップを主とすること

スケジュール・構成

提案事項とする。スケジュールは以下を参考とすること。

- ・以下(2)、(3)に示す事業との連携や業務量のバランスに留意して計画すること
- ・ワークショップおよび成果発表の実施時間数は合計で7時間程度を想定する。開催回数やスケジュール設定、各回の所要時間等を提案すること
- ・日程は土日・祝日、学校休業期間、平日課外時間など、参加者の都合を考慮し設定すること
また、日程により参加できない者のためのアーカイブ動画を作成、掲出すること
- ・開催日同士の間隔については、週末の連続する2日とするか、1か月程度明けるかなど、任意に設定してよい

開催手法（場所）

提案事項とするが、参加者の都合を考慮し、札幌市内中心部もしくは地下鉄駅に近接する場所などを会場として設定すること。

(2) ネットワーキング・コミュニティ形成促進イベントの開催

創造的活動に関心を持つ若年層市民のネットワーキングやコミュニティ形成の契機となるようなイベントを少なくとも1度実施する。20名程度の参加者数を目標とすること。(1)のワークショップと同時開催することも可とする。メディアアーツ創造都市に関する話題提供を行いながら、参加者や関連人材間のコミュニケーションが誘発されるような仕組みとする。

主な業務

- ① 企画（テーマ・内容設定、登壇者等の選定）、登壇者との調整、報酬支払
- ② 参加者募集（告知素材の準備、告知）
- ③ イベントの運営一式
（会場手配・設営、受付、支援スタッフ配置、撤収等、円滑な実施に必要な一切の作業）
- ④ 参加者へのアンケートの実施
- ⑤ 写真記録、レポート（日本語2,000字程度の概要テキスト）の作成
※開催終了後、原則1か月以内に提出。札幌市の広報素材としての活用を意識した作りとすること。
※(1)のワークショップと同時開催する場合、まとめて作成してよい。

内容

提案事項とする。若手創造人材である参加者の活動の活性化と緩やかなコミュニティの形成を主目的としているため、イベントの中や開催後において、参加者同士のコミュニケーションを誘発する仕組みを設けること。

スケジュール・構成

提案事項とするが、土日・祝日、平日の夜など、参加者の都合を考慮し設定すること。

開催手法（場所）

提案事項とするが、参加者の都合を考慮し、札幌市内中心部もしくは地下鉄駅に近接する場所などを会場として設定すること。

(3) 人材育成・支援施策の調査検討

上記(1)、(2)において実施するアンケート結果や、インタビューの実施、観察によるエピソード収集等をもとに、事業の実施効果を、質的評価を中心に検証すること。

また、事業実施にあたり委託者が感じた有利性や課題等をもとに、「メディアアーツ創造都市」

という観点から今後の若手創造人材の育成・支援に必要と考えられる施策等を提案すること。

なおこれらの提案にあたっては、委託者との相談のもと専門的見地を有する人材へのヒアリングを踏まえたものとする。

主な業務

- ① ワークショップ・イベントでの実践検証（アンケート、インタビュー、エピソード収集等）
- ② 検討、資料のとりまとめ
- ③ 上記に付随する委託者との打合せ

スケジュール

- ・ 2024 年 10 月：中間報告…ワークショップやイベントにおける検証結果報告
- ・ 2025 年 3 月：最終報告…中間報告内容を含む最終報告

(4)CG 映像制作

(1)のワークショップ参加者による CG コンテンツを組み込んだ CG 映像を制作し、街なか等で展示することで広く市民に提供する。映像のテーマは、第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョンにて目指すべき姿として提示されている「[ひと]」「ゆき」「みどり」の織りなす輝きが、豊かな暮らしと新たな価値を創る、持続可能な世界都市・さっぽろ」に資する内容とすること。

主な業務

- ① テーマや内容の選定（本市が目指すべき都市像（第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョン）を想起させるような、本市のブランディングや PR に資する内容とすること（委託者と協議の上決定する）。(1)参加者による提案やアイデアを盛り込むことが望ましい。）
- ② ①をもとにした CG 映像の制作（本市におけるイベント等での連携・放映を可能なものとする。)(1)参加者が制作した CG モチーフを映像内に取り入れること。尺は 3 分程度とし、同一の内容の映像を 16：9 及び 48：9 のアスペクト比で計 2 本制作すること。）
- ③ 札幌市の観光イベント（雪まつり等）との時期を合わせた街なかでの映像放映
- ④ 放映会場における作品の視聴人数の測定（人流センサーの使用も可とする）
- ⑤ YouTube での完成映像の公開

スケジュール

令和 5 年 12 月末を目途に映像を完成させること。

内容

提案事項とする。

(5)ユネスコ創造都市ネットワーク加盟都市との連携映像制作業務

本市のユネスコ創造都市ネットワークへの加盟 10 周年を記念し、国外のユネスコ・メディアアーツ都市（全 22 都市）との連携映像を制作する。区のゆるキャラを CG 化して映像内に登場させること。

主な業務

- ① 委託者が提供する映像データ（「令和 4 年度メディアアーツ創造都市札幌の人材育成業務」にて制作した 100 年後のさっぽろの風景映像(※)）に、国外のメディアアーツ都市が「未来に残したいもの」として選定した建物や風景等の写真（最大 21 枚。委託者より画像データを提供する）を取り込み、100 年後の札幌市で他メディアアーツ都市を PR している

様子を描いた映像作品を制作する（尺は3分程度とし、同一の内容の映像を16：9及び48：9のアスペクト比で計2本制作すること）。

② ①の映像の中に、東区のゆるキャラ「タッピー」をCG化して組み入れること。タッピーの使用や意匠については、委託者の指示に従うこと。

③ 完成映像のYouTubeへの掲出

スケジュール

令和5年8月末までに映像を完成させること。

なお、タッピーのCGモデルについては、事前に東区における意匠の確認及び校正を行うことから、余裕のある制作スケジュールとすること。

内容

映像の内容は、委託者が提供する映像データ(※)に則ったものとする。

写真やゆるキャラの組み入れ方については、提案事項とする。

(※)映像データ：「令和4年度メディアアーツ創造都市札幌の人材育成業務」にて制作した100年後のさっぽろの風景映像については、下記リンク先で確認すること。契約後、下記2種のうちいずれかを指定する。

・ <https://www.youtube.com/watch?v=fLy95jCx8c&t=6s>

・ <https://www.youtube.com/watch?v=ratAMFqWueA>

(6)共通項目

上記業務(1)~(5)に付随する以下の業務を行うこと。

- ・ 各種問い合わせ対応（Eメールでの窓口対応を想定）
- ・ 札幌市への進捗報告（随時）
- ・ 業務報告書、収支報告書等の提出（電子媒体で行うこと）
- ・ 業務報告には業務(1)及び(2)、(4)及び(5)に係る概要と結果、業務(3)に係る最終報告を含めること
- ・ 業務期間中に作成したレポート記事や記録映像・写真等の成果物を整理し提出すること
- ・ 本業務の実施に要した支出の明細及び証憑資料一式を提出すること

6 提案を求める事項及び評価ポイント

(1)業務運営体制

- ・ 人員体制
- ・ 全体業務スケジュール

(2)ワークショップ等の開催および成果発表の開催

上記5(1)の要件に従い、以下を含むワークショップ及び成果発表会の企画運営案一式を提案すること。

- ・ ワークショップ内容、講師例、参加者の制作物、開催手法、スケジュール、参加者の支援方法、参加者募集方法、成果発表会の実施イメージ

(3)ネットワーキング・コミュニティ形成促進イベントの開催

上記5(2)の要件に従い、以下を含むイベントの企画運営案一式を提案すること。

- ・ テーマ、内容、開催手法、スケジュール、コミュニケーションを誘発する仕組み、参加者募集方法

(4)人材育成・支援施策の調査検討

上記 5 (3)の要件に従い、以下について提案すること。

- ・ワークショップ、ネットワーキング・コミュニティの検証に係る計画

例：アンケート項目案、定性的な評価に関する手法・タイミング等の実施計画

(5)CG映像制作

上記 5 (4)の要件に従い、以下を含む映像案一式を提案すること。

- ・映像テーマ、内容、スケジュール、完成映像放映の際の関係機関・イベント等との連携イメージ

(6)ユネスコ創造都市ネットワーク加盟都市との連携映像制作業務

上記 5 (5)の要件に従い、以下を含む最終成果物案一式を提案すること。

- ・写真やゆるキャラの組み込みイメージ、スケジュール

(7)その他

- ・独自提案（上記(1)-(6)以外に事業費の範囲で事業効果を高める提案があれば、任意で行う）
- ・積算（業務の一式を対象に、項目ごとに内訳を作成すること）

評価ポイントは別添 2 の通り。

7 特記事項

- (1) 受託者はスケジュールについて委託者と十分打ち合わせの上、作業すること。
- (2) 受託者は業務の実施にあたり、委託者の指示のもと、必要な準備、資料の作成、事前の打ち合わせを行うこと。なお、資料を作成する場合は、図化するなど、分かりやすいものとする。
- (3) 受託者は常に業務の進捗管理を行うとともに、その状況について委託者に報告をすること。
- (4) 本業務履行に当たり、疑義が生じた場合は、札幌市及び受託者双方の協議により処理する。
- (5) 受託者は、成果物が著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡する。
- (6) 受託者は、委託者及び委託者が指定する第 3 者が成果物を公共の目的に資する広報活動等に利用する場合には、著作権法（昭和 45 年法律 48 号）第 18 号から第 20 号に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (7) 受託者は、成果物等が第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを委託者に対して保証することとする。なお、成果物の作成にあたり使用する音楽、映像、写真、文章等が受託者以外の第 3 者の著作物に該当する場合には、引用などの例外を除いて、受託者が当該第 3 者から承諾を得ることとし、当該第 3 者と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じさせないこととする。
- (8) 成果物に含む記録写真・映像の撮影に当たっては、札幌市の記録・広報目的で使用することを説明したうえで、肖像権について参加者の了承を得ておくこと。
- (9) 本業務に関し、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

- (10) 本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を提供することを禁ずる。但し、第三者に提供する場合であらかじめ札幌市の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (11) 本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ申請すること。なお、再委託を行うことが不適当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。
- (12) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令等の各規則を遵守すること。
- (13) 札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

8 委託者担当

札幌市市民文化局文化部文化振興課（創造都市ネットワーク担当）担当：星、西村

TEL: 011-211-2261 E-MAIL: creativecity@city.sapporo.jp